

令和8年9月
第6回清水町議会定例会一般質問事項

質 議	問 席	者 氏	名	質 問 事 項
9		佐藤幸一		1 地域気象観測システム（アメダス）の設置要請について アメダスは各地域の天候や記録や気象予報を強化していくために、昭和49年11月に運用が開始され、降水量、気温、日照時間、風向・風速の4つの気象要素を観測している地点が多い。 最近の異常気象により、いつ集中豪雨や大雪の災害が発生するかわからない状況である。これら気象災害の防止や軽減を図るために、局地的な大気現象を監視するアメダスは大きな役割を果たしている。 町民の生命や財産を守るためにも、アメダスの設置を気象庁等関係機関に要請していただきたいがいかにか。 2 御影公民館・清水消防署御影分遣所の更新に伴う既存施設の活用について 令和8年第4回定例会において、町長は同僚議員の一般質問に対して、御影公民館・清水消防署御影分遣所の更新にあたり、住民利便性、防災機能、財政負担、既存施設の活用の可能性など、多面的な観点から慎重な検討が必要と答弁されている。 御影は、世代間交流センターや農村環境改善センターなどが公民館近くに立地しており、これらの施設の活用により役場支所機能や公民館機能を果たしていけると考える。 その点も町民検討委員会において議論していただきたいがいかにか。

質 議	問 席	者 氏	名	質 問 事 項
5		中河つる子		1 お盆期間の清水霊園への車両の乗り入れについて 清水霊園敷地内は8月8日～16日までの間、車両入場禁止となっていた。長い距離を歩くのが困難な人、また、近年の熊との遭遇の危険を回避するためにも、通常時と同じように車の乗り入れができるような方策を考える必要があると思うがいかがか。 2 公衆浴場の無料券の配布について 令和8年度新規事業の「公衆浴場無料配布事業」により、住民税均等割が非課税の世帯等に公衆浴場無料券が配布された。 該当の世帯に無料券を必要としない方が多くいたと聞く。必要の有無を調査の上、配布するべきではなかったか、町長の考えを伺う。

質 議	問 席	者 氏	名	質 問 事 項
6	鈴木孝寿	1 「もらえる戸建て制度」を活用した子育て世帯の定住促進について 清水町が進める「もらえる戸建て制度」は、町外からの子育て世帯の移住・定住促進や町有住宅の有効活用につながる、非常に期待できる取り組みであると考えている。一方で、子育て世帯が実際に制度を利用することを考えた場合、子どもの転校・転園など移住に伴う負担に加え、一定期間居住することが必要となることから、制度を利用する側の将来設計や心理的なハードルについても検討する必要がある。 また、現在は町外からの移住者を対象としているが、現在公営住宅等に居住している町内の子育て世帯を対象に加えることにより、町内定住の促進と公営住宅の循環にもつながるものとする。そこで、以下について町長の考えを伺う。 (1) 本制度について、町外からの移住促進だけでなく、町内の子育て世帯の定住促進にも活用する考えはないか。 (2) 現在、住宅・土地の無償譲渡を受けるためには15年以上の居住が条件となっているが、子育て世帯の将来設計や制度利用への心理的なハードルを考慮し、居住期間を15年から10年程度に短縮する考えはないか。 (3) 現在公営住宅等に居住している町内の子育て世帯について、モデル事業として一定の条件のもと対象に加える考えはないか。 (4) 本制度を、町外からの移住促進と町内の子育て世帯の定住促進の双方に活用し、より多くの世帯に「清水町で暮らし続けたい」と思ってもらえる制度へ発展させていく考えについて、町長の所見を伺う。		

質 議	問 席 氏	者 名 事 項
		2 清水公園内の町有地・民間施設の適正な利用について 清水公園は、町民の憩いの場であるとともに、本町の観光・交流の拠点として重要な公共空間である。一方、公園内には町有地を利用して民間事業者が所有する施設があり、これまで飲食店等として活用されてきた。今後、新たな民間事業者による飲食事業も予定されていることから、これを機に、現在の利用実態と町有地の使用条件について改めて整理する必要があると考える。特に、町から土地の使用許可を受けた事業者が施設を第三者に使用させる場合、その利用形態が当初の使用目的に沿ったものであるのか。 また、町有地を無償または低額で使用させることについて、現在の利用実態を踏まえた公益性・合理性が確保されているのかを確認する必要がある。 そこで、以下について町長の考えを伺う。 (1) 現在の清水公園内の民間施設について、土地の使用許可、建物の所有及び第三者への使用の関係を、町はどのように整理しているのか。 (2) 町有地を使用する事業者が、その建物を第三者に使用させることについて、現在の使用許可及び契約上、どのような条件となっているのか。 (3) 町有地を無償または低額で使用させることについて、現在の施設の利用実態を踏まえても、その公益性及び合理性が確保されていると考えているのか。 (4) 今回予定されている新たな民間事業者による事業を契機として、清水公園内の民間施設について、町有地の使用目的、使用料、施設所有者と実際の事業者との関係などを改めて整理し、今後の公有財産の適正な管理・活用につなげていく考えはあるか。